

# Report.1

## 非製造業とISO14001 ～非製造業が認証を取得するねらい～

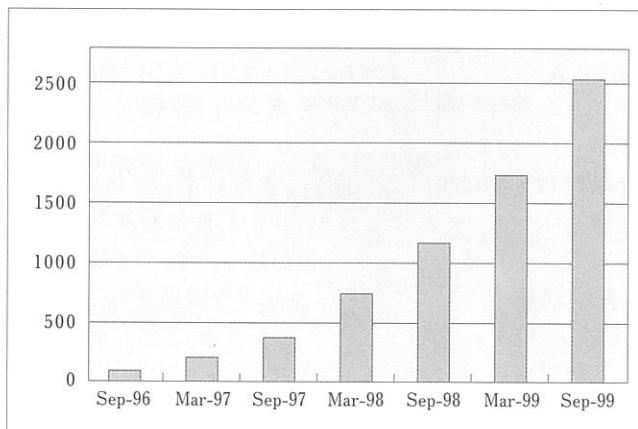
コンサルティング事業部  
環境・ISOチーム  
研究員 漆崎 剛

### ①審査登録状況

ISO14001の審査登録件数も1999年11月17日時点です、右肩上がりの順調な推移を見せている。(図表1参照)

よく知られている通り、認証を取得するには各種の要求事項に見合った体制、マニュアルや規定類の整備が必要である。「方針はトップが制定すること(環境方針)」「環境に何らかの影響を与える原因となるプロセスや設備を特定すること(環境側面)」「各部門ごとに環境に関する中長期的な計画を設定すること(環境目的・目標)」等20項目ほどの要求事項に対応し、認証取得後も定期的に審査登録機関の審査を受け、システムを継続的に改善していくことが求められる。

図表1 ISO14001審査登録件数推移

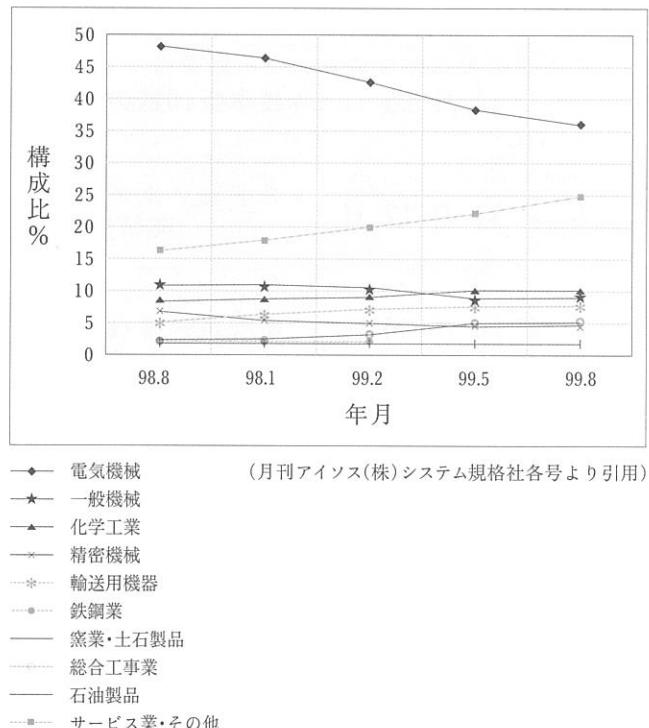


(環境管理規格審議委員会事務局調べ)

### ②非製造業で認証取得が進む現状

ISO14001発行当初の認証取得企業は電気や機械といった製造業が中心であったが、昨今では内訳に変化が起こりつつあり、それら製造業の審査登録構成比が減少する中、反対にサービス業・その他の構成比が増加している。(図表2参照)

図表2 業種別ISO14001審査登録件数構成比推移



### ③製造業と非製造業

環境の視点から製造業と非製造業を比較し、大きな違いを挙げると、製造業では環境負荷の高い原材料の取扱いとそれらの管理や移動、廃棄に対する様々な公害防止法規制がある。一方、非製造業では、それらが該当しないわけではないが、負担は製造業と比較するとかなり少なく、重金属、有機溶剤、化学薬品等を取り扱う必要性もない。これまでには「環境管理」「環境マネジメント」の必要性も必ずしも高くなかったといえる。

しかしながら、上記のデータをもとに非製造業での認証取得が進んでいる事実を踏まえて、以下にそれらのねらいについて、考えることを述べる。各企業にとって、システム構築に要する人件費、審査登録料等様々なコストをかけても余りある、大きなメリットがあるはずである。

### ④各企業のねらい

以下の非製造業に該当する企業の環境ISO担当者、環境部門担当者にねらい、目的を伺ってみた。様々なご意見を頂戴し、その要約を以下に示す。

- 学校：教育プログラム、カリキュラムの差別化、学校の差別化、特色打ち出し、優秀な生徒の確保等
- 小売業（百貨店、スーパー、コンビニ）：環境法規制への対応、従来型の社内経営システムの改善、業界初としてのPR、宣伝効果、フランチャイズビジネスにおけるオーナー獲得、認証を取得していない業界他社との差別化等
- 飲食業：従業員教育によるコストダウン効果等
- 引越しサービス業：新規環境法規制への対応、体系的教育による燃費改善、梱包資材の削減による全社的コストダウン効果、業界初の優位性等
- ホテル業：環境の視点から責任部署の明確化、数値目標の徹底による経営体制の強化、それらの結果としてのコストダウン効果、「便利」「清潔」「サービスが良い」といったホテルを選択する予見に「環境」というキーワードを付加することによる顧客拡大効果等
- 保険業：商品開発へ活かす、認証を取得することによるグループ会社のISO関連コンサルティング受注拡大、ISO14001の考え方と企業理念のマッチング等
- 商社：ISOの組織体系を活用した事業投資リスクの把握と回避等

各社の回答にはある一定のパターンが見られ、これらを集約し、分類していくと、非製造業がISO14001の認証を取得するねらいは以下の3つに集約される。

- (1) 業績向上(売上拡大・コストダウン等)
- (2) リスク管理(法規制リスク・事業リスク)
- (3) 通常業務の手法改善(マネジメント力の強化)

#### (1) 業績向上

業績向上に関して、次のような目的が挙げられる。売上拡大・コストダウン・受注拡大・商品開発・人材確保・フランチャイズオーナー獲得・業界初としての宣伝効果等

#### (2) リスク管理

従来の公害問題から地球環境問題に変化してきたのに伴い、公害防止規制も環境法規制へと変化した。その結果、企業の対応策にも変化が現れた。公害防止規制は、

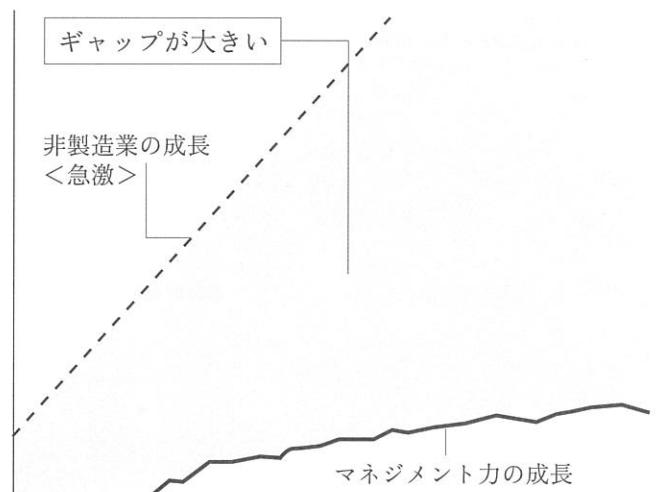
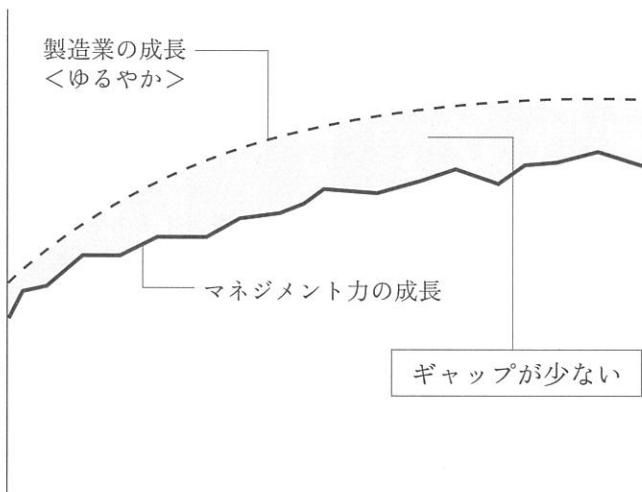
法律、条令の基準に対して「該当部門の管理、運用型」が主流であったが、環境法規制では様々な部門が横断的に経営戦略として対応する必要性があり「組織横断型」といえる。2000年4月に全面施行となる容器包装リサイクル法に対して容器包装の使用量削減、軽量化、代替戦略や2001年4月施行の家電リサイクル法へ向けての効率的回収、引渡しルートの構築等、これらは非製造業にも関係する「組織横断型」の環境法規制であり、該当部門だけでは対処しきれない経営課題といえる。

また、事業リスクについてもほぼ同様の考え方で、対策組織、横断的体制作りにISO14001が活用されているといえる。

#### (3) 通常業務の手法改善

全ての企業が該当するわけではないが、非製造業にはここ数十年で急激に成長した企業が多く、社内諸制度の整備が追いついていない場合が往々にして存在する。特に環境については顕著で、責任部署があいまい

図表3 企業成長とマネジメント力のギャップ(イメージ)



な組織体系、管理部門における数値目標の不明確さ、また組織横断的に管理する部署が無い等といったものが考えられる。これらへの対処法としてISO14001のPDCAサイクルを、通常業務に活かし、環境対策を通じて、従来型経営体質の改善のためのひな型として活用しているといえる。

つまり、非製造業においては、企業の成長力と業務マネジメント力の成長とのギャップが大きく、その是正手段としてISO14001が活用されている。(図表3参照)

以上のように認証取得の3分類のねらいが見えてくることによって、非製造業での認証取得も重要な意味があり、理解できるものとなる。

## ⑤ ISO14001の必要性と認証取得効果の検証について

ISO14001の認証取得もしくは自社での環境管理体制を構築し、環境対策をとり行う必要性はいずれの企業にもあり、ここで重要なことは、果たしてねらいどおりの効果があったかどうかを検証することである。ヒヤリングさせていただいた各社でも廃棄物の減量、省エネ等によるコストダウン効果については、定量的に金額ベースで把握されており、数年でシステム構築費用、審査登録費用は回収できるとの考えだ。

それら以外は、売上拡大、オーナー獲得、法規制対応等の効果については、どこまでがISO14001効果に起因するものが不明な為、現在のところ検証できていないとの考えが主流であった。効果検証の手法にも様々な方法が考えられ、環境会計もその手法のひとつといえる。環境会計の効果検証、効果測定の仕組み作りについては、また別の機会に紹介させていただくこととする。

今後も「組織横断型」の環境法規制、グリーンコンシューマーの台頭、環境格付け等様々な対応要因が控えている。また、それらへの対応力を評価する金融機関の出現等も環境への取り組みへの大きな動機付けになるだろう。非製造業におけるISO14001を含めた体系的環境マネジメントシステムを構築している企業とそうでない企業とでは環境面だけでなく経営においても大きな隔たりができるかもしれない。

(注)本稿における用語については以下のように区別している。

審査登録：統計データ、第三者的観点  
認証取得：企業としての観点